

## BURNABLE GARBAGE

有料

## 燃やせるごみ

燃やせるごみは  
オレンジのごみ袋

「40Lの指定袋からはみ出るもの」・「40Lの指定袋に入らないもの」は粗大ごみ

## 草・花・木・材木・木製品



■土を落として乾燥させてから袋に入れる。

## 紙類（紙くず・紙箱・紙袋など）

汚れた紙パック、汚れたダンボール、汚れた新聞（折込チラシ含む）、汚れた本・雑誌を含む。



■「汚れているもの」とは目視で汚れの付着が確認できるものです。

■マークがついており、汚れていない紙パックは「資源物（③紙パック）」へ。ただし、中が銀色のパックは「資源物」ではなく「燃やせるごみ」へ。



資源物

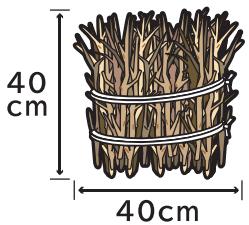


燃やせるごみへ

※汚れていない紙類を「燃やせるごみ」で出すことはできますが、極力資源化するようご協力願います。

## 小枝（1本の直径が10cm未満）

下記の方法で「燃やせるごみ袋」を使わず、ごみ処理券を使って「燃やせるごみ」として出すことができます。



- ① 枝の長さを40cm以下にする。
- ② 直径40cm以下になるように束ねる。
- ③ 100円の「ごみ処理券」を貼る。  
※10束まで1枚（100円）の処理券で出すことができます。

## ○ごみ処理券の必要枚数（例）

束の数	ごみ処理券の枚数
1~10束	1枚（100円）
11~20束	2枚（200円）
21~30束	3枚（300円）

■長さ2m以下のひもでしばる。

（2周が目安）

■粘着テープは使わないでください。

■1本の直径が10cm以上のものは、「燃やせないごみ」または「粗大ごみ」へ。

■事前申し込みは不要です。

「紙製容器包装」や「雑紙」は集団資源回収で回収している町内会等もあります。

## 22ページ参照

■「紙製容器包装」とは

マークがついた紙製の箱や容器のこと。

■「雑紙」とは

紙製容器包装、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌以外の紙のこと。

製品に付属した金属は可能な限り取りはずし、「燃やせないごみ」へ!  
※製品に付属している金属がごく一部であれば、そのまま「燃やせるごみ」として収集します。

### プラスチック・ビニール製品 (がついていないもの)



(例)

- ビデオテープ
- ストロー
- 文房具
- バケツ
- スプーン・フォーク
- CD・DVD (ケース含む)
- ホース  
(2m以下に切断したもの)
- 歯ブラシ など

- 長辺が2mを超えるもの2m以下に切断して「燃やせるごみ」へ。
- 切断できず2mを超えるものは「燃やせないごみ」へ。

### 汚れたプラスチック容器包装 汚れたペットボトル

マークがついている汚れた容器包装・発泡スチロール、緩衝材(気泡シート)、ネット、  
がついているペットボトルなど。



(例)

- 汚れたケチャップやマヨネーズの容器
- 汚れたカップ麺容器 など
- 洗えばきれいになる物は、洗って「資源物(②プラスチック容器包装)」へ。
- 「汚れているもの」とは目視で汚れの付着が確認できるものです。

### 皮革製品類・ゴム製品類



(例)

- |      |         |
|------|---------|
| ●カバン | ●ベルト    |
| ●長靴  | ●スニーカー  |
| ●革靴  | ●輪ゴム など |

### 衣類・布類



(例)

- |      |   |
|------|---|
| ●衣類  | ●カーテン   |
| ●タオル | ●毛布、布団、じゅうたん<br>(長辺が2m以下かつ<br>40Lの「燃やせるごみ袋」<br>に収まるもの) など |
| ●シーツ |   |

- 長辺が2mを超える毛布・布団・じゅうたんは、2m以下に切断して「燃やせるごみ」へ。

■2m以下に切断できない場合は下記のとおりです。

- 40Lの「燃やせないごみ袋」に収まる場合  
⇒「燃やせないごみ」
- 40Lの「燃やせないごみ袋」からはみ出る場合  
⇒「粗大ごみ」

## 食用油・塗料



- 食用油は、凝固剤で固めるか、紙などに染み込ませる。
- ペンキ等の塗料は、乾燥等により固形化させるか、布などにしたたら程度に染み込ませる。

## 15cm以上の大さの生ごみ

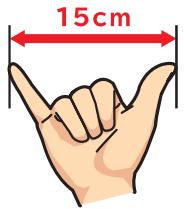
(例)

- 魚や肉などの骨
- ハロウィンかぼちゃなど
- 15cm以上の物でも、小さくできるものは15cm未満にして「生ごみ」として出してください。

## 15cmの簡単な測り方

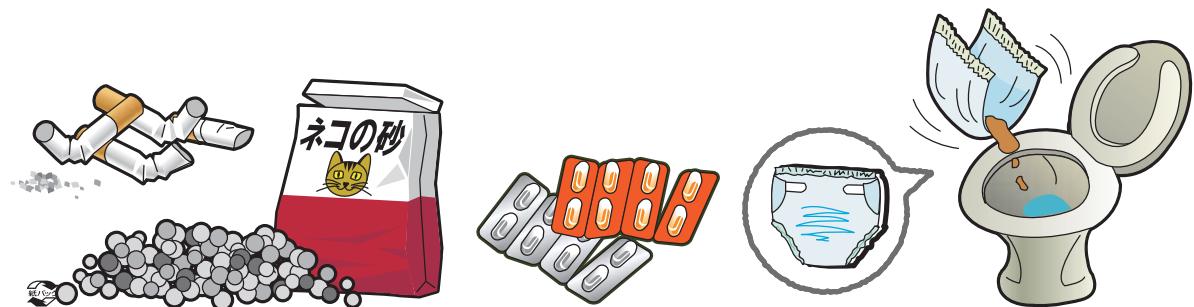
大人の手で

- ① 「グー」と握ります。
- ② 親指と小指を軽く開きます。  
この間が約15cmです。



## ●その他間違いやしもの(全て「燃やせるごみ」です)

たばこ・生理用品・紙おむつ・ペット用の砂・薬・乾燥剤・保冷剤・使用済みの花火



- たばこは水に浸してポリ袋などに入れる。
- 汚物・ペットの粪などはトイレに流す。
- 薬は「燃やせるごみ」、薬の容器(マークつきのもの)は「資源物(②プラスチック容器包装)」へ。
- 使用済みの花火は「燃やせるごみ」、未使用の花火は水に浸して「キケンごみ」へ。

次の4品目は「生ごみ」ではなく「燃やせるごみ」として出してください。  
卵の殻・貝殻・トウモロコシの皮・タケノコの皮

- 生ごみ処理施設の機械を損傷させる可能性があるため、「生ごみ」ではなく、「燃やせるごみ」として出してください。

